# 姫路市森林整備計画

自 令和6年4月 1 日 計 画 期 間 至 令和16年3月31日

(令和6年3月22日姫路市公告第83号)

兵 庫 県

姫 路 市

# 目 次

I 伐扎	采、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	2
Ⅱ 森村	木の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	2
2	立木の伐採(主伐)の標準的な方法	2
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	4
2	天然更新に関する事項	6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	8
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき	
	旨の命令の基準	7
5	その他必要な事項	8
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	8
2	保育の種類別の標準的な方法	9
3	その他必要な事項	1 0
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	1 0
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき	
	森林の区域及び当該区域内における施業の方法	1 2
3	その他必要な事項	1 3
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	1 5
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進する	
	ための方策	1 5
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	1 5
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	1 5
5	その他必要な事項	1 5
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	1 5
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	1 5
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	1 6
4	その他必要な事項	1 6
第 7 1	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに	
1	関する事項	1 6
2	作業路網の整備に関する事項	1 7
3	その他必要な事項	1 7
Ⅲ 森村	木の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	1 7
2	その他必要な事項	18

É	育 2	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
	1	森林病害虫等の駆除及び予防の方法等	1 7
	2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)	1 9
	3	林野火災の予防の方法	1 9
	4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	1 9
	5	その他必要な事項	2 0
IV	その	の他森林の整備のために必要な事項	
	1	森林経営計画の作成に関する事項	2 0
	2	住民参加による森林の整備に関する事項	2 0
	3	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	2 1
	4	その他必要な事項	2 1

# I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

#### 1 森林整備の現状と課題

本市は、兵庫県の南西部の瀬戸内海に面した播磨平野のほぼ中央に位置し、市域は東西36km、南北約56km、市域面積534k㎡の播磨の中核都市である。 平成18年3月の1市4町の市町村合併により、都市部から農山漁村部を含むこととなり、森林整備の重要性が増している。

北部には森林や田園が広がるとともに、雪彦山をはじめ標高700m~900m級の山々がそびえ、南部にはJR姫路駅を中心に市街地がひろがっており、山並みから離れた独立丘陵が市街地内に点在している。また市川、夢前川、揖保川などの河川が南北に流れ、瀬戸内海には大小40余りの島が点在し、群島をなしている。

本市の森林面積は31千haで市域面積の6割を占め、民有林29千ha、国有林1.7千haである。そのうち、スギ、ヒノキを主体とする人工林は11.7千haで、森林面積の約4割を占めている。また、人工林は11齢級の森林面積及び材積が最も多くなっている。

本市では木材価格の低迷、林業労働者数の減少、境界がわからなくなってきていることから、森林林業に対する関心が減退し放置される人工林が増加している。

このようなことから人工林については、森林の団地化、林道・作業道等路網整備、 機械化及び森林所有者の確定等基盤整備並びに林業技術の伝承などを行い、間伐を 進めていく必要がある。

また天然林も鹿被害や管理不足により、生物多様性の低下が懸念されており、管理歩道・作業道の整備、森林所有者の確定及び管理手法の研究などを実施していく必要がある。

#### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市の豊富な森林資源を活用しながら、森林を継続的に保全するとともに、都市住民との交流を推進するような森づくりを目指す。

#### (2)森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、または木材等生産の各機能の充実と併存する機能の発揮に配慮しつつ、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、本市内の森林を「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の4つの区域に区分し、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を図るとともに、路網整備を推進し、適正な森林管理が行われるよう必要な支援をする。

#### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、県、市、森林所有者、森林組合等の連携を密にし、森林施業の共同化、林業担い手の確保、林業機械化の促進、国産材の流通、加工体制の整備等を有機的関連のもとに計画的、総合的に推進するものとする。

また、平成21年9月に締結された「美しい森林づくりに関する覚書」(兵庫県、近畿中国森林管理局、森林総合研究所)により、民有林と国有林とが相互に連携、協力し、一体となって森林の多面的機能を高度に発揮させる森林整備及び木材の安定的な供給体制の確立に向けて取り組むこととなっている。

# Ⅱ 森林の整備に関する事項

#### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案した標準伐期齢は表1-1のとおりである。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する 指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すた めのものではない。

表 1-1

地域		樹		種	
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹
全 域	35年	40年	40年	45年	15年

#### 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木地の伐採は、気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の状況、施業制限の有無及び木材需給の動向等を勘案し、公益的機能の発揮に配慮しつつ行うものとする。

また、伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。

このほか、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

立木竹の伐採のうち主伐については、更新(伐採跡地(伐採により生じた無立木地)が、再び立木地となること)を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

#### ア皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね10haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

#### ○人工林の場合

- ① 皆伐は、1箇所あたりの伐採面積を適当な規模とするとともに、伐採箇所についても努めて分散を図ることとし、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のために必要がある場合には保護樹帯を積極的に残すなど、気象害の防止や林地の保全及び公益的機能の発揮に配慮するものとする。
- ② 主伐の時期は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、公益的機能のより高度な発揮及び多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図るよう努めるものとする。
- ③ 公益的機能の観点から皆伐等の施業が適切でない育成単層林の箇所については、部分伐採を促進し郷土樹種や広葉樹による混交林化等、複層林施業の導入を図るものとする。
- ④ 主伐の目安は表1-2のとおりとする。

主 1	ı	0
オゲー	_	_

樹種	標	主伐時期の目安		
1四 1里	生産目標	仕立て方法	期待径級	工区的别少百女
スギ	一般建築用材	中仕立て	24 cm	40 年
<i>∧ ¬</i>	一般建築用材	中仕立て	30 cm	60 年
レノキ	一般建築用材	中仕立て	24 cm	45 年
ヒノキ	一般建築用材	中仕立て	26 cm	60 年
マツ	一般材等	中仕立て	20 cm	40 年

#### ○天然林の場合

皆伐は植栽が確実に実施されるか、地域の既往の林業施業等から判断してぼう芽の発生や稚樹の生育が確実に見込まれ、天然更新が確実な林分で実施するものとする。

#### イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林 分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるこ ととする。

#### ○人工林の場合

- ① 単木択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間により行うものとする。
- ② 群状択伐、帯状択伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、 伐採箇所の分散等に配慮して行うものとする。

また、単層林から複層林化を進める場合は、強度の間伐や主伐として択伐を 実施していく。

#### ○天然林の場合

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林に確実に誘導する観点から、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案し、稚樹や母樹の保存、優良なぼう芽を発生させることに配慮し、伐採を行うものとする。

#### 3 その他必要な事項

林地の保全、落石等の防止、寒風害等の被害の防止及び風致の維持等のため に必要がある場合には、保護樹林帯を設置することとする。

# 第2 造林に関する事項

#### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、表 2 - 1 に示すとおりであり、植栽に係る樹種については、スギは沢沿いから斜面下部(南斜面の乾燥した土壌を除く。)、ヒノキは斜面中から上部を基本として選定するものとする。

なお、早生樹についても積極的に選定するものとし、定められた樹種以外の樹種 を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市林務担当部局とも相談の上、 適切な樹種を選択するものとする。

表 2-1

区分	人工造林の対象樹種	備考
	スギ、ヒノキ、マツ、コナラ、クヌギ、ケヤキ、キリ、 早生樹ほか	

#### (2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽方法

植栽本数は、表 2-2-1 及び表 2-2-2 に示す本数を標準として決定する。

また、植栽後は鳥獣害防止対策として植栽木の保護措置に努めることとする。 なお、低コスト造林施業のため、疎仕立てとして、1,000~1,500本程度の低 密度植栽を行う場合など、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽し ようとする場合は、林業普及指導員又は本市林務担当部局とも相談の上、適切 な植栽本数を決定するものとする。

※低密度植栽を検討する場合は、「スギ・ヒノキ・カラマツにおける低密度 植栽のための技術指針(林野庁令和3年度改定版)」を参考にする。

表 2 - 2 - 1

樹種	樹 種 仕立ての方法 標準的な植栽本数 (本/ha)		備考
スギ	中仕立て	3, 500	
ヒノキ	中仕立て	3, 500	
マツ	中仕立て	3, 000~4, 000	
広葉樹	中仕立て	2, 000~10, 000	

<sup>※</sup>数値は標準であり、地位や生産目標の違いにより、植栽本数に違いがある。

表2-2-2 災害復旧等で成林が見込める場合

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	疎~中仕立て	1, 000~3, 000	
ヒノキ	疎~中仕立て	1, 000~3, 000	
マツ	疎~中仕立て	1, 000~3, 000	
広葉樹	疎~中仕立て	1,000~3,000	

#### イ その他人工造林の方法

その他の人工造林は、表 2 - 3 に示す方法を基準として行うものとする。 また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入等に努めることとする。

表 2 - 3

区 分	;	標準	的	な	方	法	
地拵えの方法	等高線沿いに堆積で 危険性のある箇所 所等については、 とする。	や防風効果	を利用し	て植栽	木を寒	風から保護	したい箇
植付けの方法	全刈地拵えの場合( 沿って、できるだけ とする。						

植栽の期間

2~3月下旬までに行うことを原則とし、秋植えする場合は、苗木の根の成長が鈍化した時期に行うものとする。

#### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成のため、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、皆伐の場合は2年、択伐の場合は5年とする。

#### 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、 土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新 が図られる森林において行うこととする。

また、以下に示す内容により、森林の確実な更新を図るものとする。

#### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、表2-3-1に示すものとする。

#### 表 2 - 3 - 1

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クリ・ナラ類、シイ・ カシ類、ブナ、ホオノキ、ケヤキ、ミズメ、ヌルデ、タラ
	ノキ、シロダモ、リョウブ、ヤマウルシ、ヤマハゼ、ネズミモチ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、タブノキ、クスノキ、ヤマモモ等、その他県内に自生し高木性の樹種を対象とする。
ぼう芽による更新 が可能な樹種	上記のうちスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツを除いたものとする。

#### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新をすべき立木の本数は、3,000本/ha(ただし、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)とする。ここで、更新すべき立木の本数は、期待成立本数であるha当たり10,000本に10分の3(立木度)を乗じたものとする。また、天然更新補助作業の標準的な方法は、表2-4-2に示す方法を基準として行うものとする。

表 2 - 4 - 1

樹種	期待成立本数
スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クリ・ナラ類、シ イ・カシ類、ブナ、ホオノキ、ケヤキ、ミズメ、ヌルデ、 タラノキ、シロダモ、リョウブ、ヤマウルシ、ヤマハゼ、	
ネズミモチ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、タブノキ、クスノキ、ヤマモモ等、その他県内に自生し高木性の樹種	10,000本/ha
を対象とする。	

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は、表2-4-2に示す方法を基準として行うものとする。

表 2 - 4 - 2

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや枝条等の粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の地表処理を行い種子の 定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	天然稚樹の生育がササなどの下層植生により阻害されている箇所に ついては、稚幼樹の周囲を刈り払い、稚幼樹の成長の促進を図るもの とする。
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に 適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2~3本残すものとし、それ以外は掻き取ることとする。

#### ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新をすべき期間以内に伐採跡地の天然更新の状況を確認し、天然更新をすべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。ただし、自然条件や周辺環境によっては、森林の有する公益的機能の維持を発揮するため、早期回復を図ることとする。

#### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

# 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

- (1) 更新に係る対象樹種
  - ア 人工造林の場合 1の(1)による。
  - イ 天然更新の場合2の(1)による。
- (2) 生育し得る最大の立木の本数 10,000本/ha(表2-4-1と同じ)とする。
- 5 その他必要な事項

該当なし

# 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。間伐及び保育作業が適切な時期及び方法で実施されるよう、計画的かつ積極的に推進することとする。

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとし、表3-1に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適正な時期、方法により実施するものとする。

表 3 - 1

松任	施業体系 植栽木		間伐を実施すべき 標準的な林齢(年)				標準的な方法	
樹種	(生産目標)	(ha当たり)	ョ 初	2 回 目	3回目	4 回 目	間伐率 (材積)	選木基準
	中径材 伐期 40年	3,500本	15	20	25	30		初回は形質不良木から順に選木することとするが、不良木のみでなく満遍なく間伐を行うものとする。 2回目以降は、主伐時まで残存すべき優れた形質の木を選択し、それ
スギ	中径材 伐期 60年	中仕立て	18	25	31	40	20~30%	以外の木を適正な間隔をおいて選っする。 する。 ただし、過密林分においては、たかり木や残存木への損傷を防止する ため、列状に選木することを認める ものとする。
	柱材 伐期 45年		22	30	37	l		初回は形質不良木から順に選木することとするが、不良木のみでなく満遍なく間伐を行うものとする。 2回目以降は、主伐時まで残存すべき優れた形質の木を選択し、それ
ヒノキ	中径材 伐期 60年	3,500本 中仕立て	22	30	37	45	おおむね 20~30%	以外の木を適正な問隔をおいて選木

- ※ 間伐の実施時期の平均的な間隔は、標準伐期齢未満の森林においては10年ごと、標準 伐期齢以上においては15年ごとを目処とする。
- ※ 時期(林齢)及び間伐率は、地位や生産目標が異なることにより植栽本数が上記以外の場合もあるので、地位の良否、植栽本数の多少に応じて調整すること。
- ※ 保安林における伐採率は、指定施業要件の率以下とする。

#### 2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、表3-2に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度 合い等を勘案し、適正に実施するものとする。

表 3-2

種類	樹種	実施	iすべき	伊本の七汁			
類	種	林齢 1	5	10	15	20	- 保育の方法
下	ス			_@			植栽木が下草より抜け出 るまで行う。実施時期は造
ĮIĶ	ギ	5	~8回	0			林木の生長が最盛期とな る直前とし、6~8月頃を

	ヒノキ	①—————————————————————————————————————	目安とする。
つる切り	スギ	$ \begin{array}{c c} \hline 1 \sim 2  \hline \end{array} $	下刈り終了後、つるの繁茂 の状況に応じて行う。
切り	ヒノキ	①—————————————————————————————————————	実施時期は、6~7月頃を 目安とする。
除	スギ	(8) 1 回	下刈り終了、後林冠が閉鎖 した時期に、造林木の生長 を阻害したり阻害が予想 される侵入木や形成不良
伐	ヒノキ	(i) 2回	木を除去する。実施時期は 8~10月頃を目安とする。
枝	スギ	8 3回(打ち上げ 4 m)	林冠が閉鎖し、林木相互間 に競争が生じ始めた頃か ら、病害虫の発生予防・材
打	ヒノキ	⑩ <u></u> ® 4回(打ち上げ 6 m)	の完満度を高めるために 行う。実施時期は樹木の生 長休止期とする。

#### 3 その他必要な事項

該当なし

# 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

#### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

# ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

#### イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。また、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

#### 森林の伐期齢の下限

//////////////////////////////////////	<b>対国は45 1 F区</b>				
地 域		樹			
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹
全 域	45年	50年	50年	55年	25年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能の維持 増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以 外の森林

#### ア 区域の設定

次の①、②までに掲げる森林の区域を別表1により定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・ 人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能/土壌保全機能が 高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害 防備保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響 を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環 境形成機能が高い森林等

#### イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業をそれぞれ推進する。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの①、②に掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

#### 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域		樹			
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹
全 域	70年	80年	80年	90年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び 当該区域内における施業の方法

#### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、 木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適 当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進す べき森林の区域を別表1に定めるものとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近 い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、別表1に定めるものとする。

#### (2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、 生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、 適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整 備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、 皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

# 【別表1】

【別表1】		 森林の区域	面積
区分	旧市町名	林小班	(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を	姫路市	96/ア~118/カ	1, 867. 62
図るための森林施業を推進すべ   き森林	夢前町	1/7~239/‡	12, 186. 64
	香寺町	1/ア~32/ケ	1, 836. 16
	安富町	1/7~103/ェ	5, 138. 96
土地に関する災害の防止及び土	姫路市	101/7、114/エ、117/ウ	80. 31
壊の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林	夢前町	22/4、24/7、32/74、50/7、51/7、5 2/7、53/4、54/7、55/4、56/4、57/ 7、66/7、75/7、89/7、127/7、145/ ェ、146/ウ、147/7、150/7、152/4ウ、 175/74、176/7、180/4、182/4、183 /7、203/ウ、204/4、205/7、209/ェ、 214/ウ、217/7、223/4、228/7、229/ 7、230/7、231/7、232/7、235/7	1, 314. 98
	香寺町	13/アイウエオカ、14/アイウ、15/アイウ、18/カ、 19/ア	252. 01
	安富町	5/7、8/7、27/7、29/7、38/4、41/7、80/7、81/7、84/7、85/7、88/4、90/7、99/7、100/7、101/エ、103/エ	826. 08
快適な環境の形成の機能の維持 増進を図るための森林施業を推	姫路市	1/7~95/‡	6, 236. 06
進すべき森林	家島町	1/ア~23/エ	1, 571. 64
木材の生産機能の維持増進を図	姫路市	101/7、114/エ、117/ウ	80. 31
るための森林施業を推進すべき森林	夢前町	22/4、32/74、53/4、66/7、127/7、 145/x、146/ウ、147/7、150/7、15 1/ウ、152/イウ、175/74、176/7、18 0/4、182/74、183/7、204/4、205 /ア、209/x、214/ウ、217/74、228/ ア、231/7、235/7	886. 82
	香寺町	13/アイウエオカ、14/アイウ、15/アイウ、18/カ、 19/ア	252. 01
	安富町	5/7、8/7、27/7、29/7、38/4、41/7、 80/7、81/7、84/7、85/7、88/4、90 /7、99/7、100/7、101/エ、103/4エ	833. 50

木材の生産機能の維持 増進を図るための森林			
施業を推進すべき森林	_	_	_
のうち、特に効率的な 森林施業が可能な森林			

# 【別表 2】

		森林の区域	面積	
施業の方法	旧市町名	林小班	(ha)	
伐期の延長を推進すべき森林	姫路市	96/7∼118/ħ	1, 867. 62	
	夢前町	1/ア~239/キ	12, 186. 64	
	香寺町	1/ア~32/ケ	1, 836. 16	
	安富町	1/ア~103/エ	5, 138. 96	
長伐期施業を推進すべき森林	姫路市	1/ア~95/キ、101/ア、114/エ、117/ウ	6, 316. 37	
	夢前町	22/1、24/7、32/71、50/7、51/7、5 2/7、53/1、54/7、55/1、56/1、57/ 7、66/7、75/7、89/7、127/7、145/ ェ、146/ウ、147/7、150/7、152/1ウ、 175/71、176/7、180/1、182/1、183 /7、203/ウ、204/1、205/7、209/エ、 214/ウ、217/7、223/1、228/7、229/ 7、230/7、231/7、232/7、235/7	1, 314. 98	
	香寺町	13/アイウエオカ、14/アイウ、15/アイウ、18/カ、 19/ア	252. 01	
	安富町	5/7、8/7、27/7、29/7、38/4、41/7、 80/7、81/7、84/7、85/7、88/4、90 /7、99/7、100/7、101/エ、103/エ	826. 08	
	家島町	1/ア~23/エ	1, 571. 64	

3 その他必要な事項 該当なし

#### 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業体への施業の委託状況等を踏まえ、森林経営計画制度を活用し、森林経営の森林組合等への委託を促進して、森林施業の集約化を図り、不在村森林所有者が多い地域にあっては、当該所有者に対する普及啓発活動を強化し、適正な森林施業の確保による森林の整備に努めるものとし、森林所有者に対して施業の具体的な内容や収支見込み等を示す「森林施業プランナー」の育成を図り、提案型による集約化施業の推進を図る。

- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 森林所有者(不在村を含む)等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きか け、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対 する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、地域協議会の開催 等により、計画的な森林施業及び経営の受託を図ることとする。
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法については、関係者間で錯誤が無いよ う同意のうえ行うこと。また、立木の育成権の委任の程度や金銭に係る事項等、契約 内容について関係者間で確認を行うこと。
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- (1) 基本的な考え方

森林所有者に対して適切な経営管理を促すため、その責任を明確化するとともに、 経営管理が行われていない森林について地域の担い手などの状況調査を行い、経営 管理権を集積する必要性、妥当性などを評価する。

(2) 活用にあたっての考え方

森林整備が特に必要な区域を定め、地域の実情を踏まえ意向調査を行うか判断する。

5 その他必要な事項 該当なし

#### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市では、森林組合が森林施業を集団的、計画的に受託し、施業の共同化を実施してきているが、今後も小規模森林所有者や不在村森林所有者等の森林における 適正な森林施業を実施するため、市、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備し、森林施業の共同化を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業を効率的に実施するため、施業の共同化を図り集団的な作業量を確保 し、作業路等基盤整備、高性能林業機械の導入を促進して経費の軽減を図り、合理 的な林業経営を推進する必要がある。

そのため、施業実施協定の締結を促進する等、造林・保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとする。

- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (1) 共同で森林施業を行う者(以下「共同施業者」という。)全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して、代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で行い、場合によっては森林組合等への委託により実施する。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は、共同施業者により実施する。
- (3) 共同施業者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同施業者が果たすべき責務等を明らかにする。
- (4) 共同施業者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。
- 4 その他必要な事項 該当なし
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
  - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方 法に応じた路網密度の水準について表 7 - 1 に記載する。

表 7-1

区分	作業システム	路網密度 (m/ha	)	
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 ( 0° ~ <b>15</b> °)	車両系 作業システム	$3.5 \sim 5.0$	65~200	100~250
中傾斜地 (15°~30°)	車両系 作業システム	25~40	50~160	75~200
	架線系 作業システム	25~40	0~35	$25 \sim 75$
急傾斜地 (30°~35°)	車両系 作業システム	15~25	45~125	60~150
	架線系 作業システム	15~25	$0 \sim 2.5$	15~50
急峻地 (35°~ )	架線系 作業システム	5~15	_	5~15

※路網密度の水準は、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、渓流、天然林等の除地には適用 しない

#### 2 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)又は、林業専用道作設指針(平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知)を基本として、県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

#### イ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

#### (2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え 方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指 針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、 県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

#### イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正 に管理する。

3 その他必要な事項 該当なし

#### Ⅲ 森林の保護に関する事項

# 第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- (1) 区域の設定

対象鳥獣はシカとし、鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。 なお、区域は林班を単位とする。

#### (2) 鳥獣害の防止の方法

次のア又はイに上げる鳥獣害防止対策を、地域の実情に応じ単独又は組み合わせて行うこととする。

また、その鳥獣害防止対策は、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護策柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を

図るよう努め、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害 対策等と連携・調整するよう努めることとする。

#### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調 香等による森林のモニタリングの実施等

#### イ 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをい う。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

#### 【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の	の区域	面積(ha)	
		59~61、63~66、71、	3, 819. 37	
		72, 77~93, 95~118		
		1~98、113~134、137		
シカ	夢前町	$\sim$ 150, 156, 171, 173,	10, 247. 13	
		176~186、189~239		
	香寺町	22	27. 71	
	安富町	1~103	5, 138. 96	

#### 2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回等に努めるものとする。

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導 を通じて鳥獣害の防止を図る。

また、市は必要に応じて各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者からの情報収集等を行うものとする。

# 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法等
- (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法
  - ① 松くい虫被害対策

森林病害虫等防除法に基づき策定する地区実施計画により、地域経済上重要な 松林を防除区域、その周辺に位置する松林を周辺区域に指定し、これらの指定区 域を対象に予防・駆除対策を効率的・効果的に実施し、被害のまん延を防止する。

#### <対象松林概況と被害対策の実施方針>

松林区分	松林区分毎の実施方針
【防除区域】	木材資源として優良な松林、又は松たけ山等地域経
地区保全	済上重要な松林で、主に高度公益機能森林と一体(高度 公益機能森林から概ね10Km以内かつ面積10ha以上)と
森林	なって保全を図る松林を対象として区域を指定する。
	特別防除・地上散布・樹幹注入等の予防対策と伐倒
	駆除等の駆除対策を効果的に実施し、重点的に防除
	する。
【周辺区域】	地区保全森林周辺(概ね2km)にある松林を対象として
   地区被害拡大	区域を指定する。地区保全森林への被害拡大を防止す
地区饭香加入	るため、伐倒駆除の実施及び感染源の除去による樹種
防止森林	転換を促進する。

## ② ナラ枯れ被害対策

県下で被害が拡大しているナラ枯れについては、関係機関と連携して被害対策に努め、被害の拡大を防止し、森林の公益的機能の低下を防止する。

#### (2) その他

森林病害虫等による被害の未然防止のため、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元自治会、森林組合、林業事業体、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までにかかる地域の体制づくりを行う。

森林病害虫等のまん延のため、緊急に伐倒駆除を行う必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合がある。

#### 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、シカ被害防止施策等と連携を図りつつ、野生鳥獣の被害や生息の動向に応じた広域的かつ効果的な被害対策を行うとともに、地域の実情を踏まえ野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備を行うこととする。

#### 3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火帯の設置、初期防火用水の整備をし、地域住民に対する防火対策のための普及啓発を行う。

#### 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的は、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、牧草地の 改良等を行う場合とし、火入れを行う前日までに、消防、地区消防分団長、隣接する 所有者(自治会)に必ず通知、連絡を行うこととする。

なお、火入れの際に、気象条件により強風・乾燥注意報など火災警報など発令された場合は、火入れを行わず、火入れした場合は速やかに消火すること。

5 その他必要な事項 該当なし

## IV その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項 森林経営計画の作成にあたっては、次に掲げる事項に充分留意し、適切に行う こととする。
- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後 の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- (3) IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項 及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) Ⅲの森林の保護に関する事項
- (5) 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情から見て、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域について、下表のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積(ha)
姫路区域	1~95	6,236.06
林田区域	96~118	1,867.62
香寺区域	1~32	1,836.16
夢前北区域	1~110,116~128,220~239	7,452.73
夢前南区域	111~115, 129~219	4,733.91
安富北区域	1~71,76,77	3,848.58
安富南区域	72~75, 78~103	1,290.38
家島区域	1~23	1,571.64

- 2 住民参加による森林の整備に関する事項
- (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、小中学校等の教育団体による森林・林業教室の開催等積極的に活用するものとする。

#### (2) 上下流連携による取組みに関する事項

近年、森林に対する要請や価値観の多様化により、森林づくりに直接参加しようとする機運が高まっている。そこで本市においても、他の市町村から積極的に森林ボランティア等の活動状況や受け入れ情報を収集するとともに、本市からも森林ボランティ団体が継続して活動できる受け入れ情報を発信するなど、市民に情報提供していくこととする。

3 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 該当なし

#### 4 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めるものとする。

#### (2) 市有林の整備に関する事項

本市は、森林経営計画に基づき現在人工林を中心に森林を管理しており、指名競争入札等により認定林業事業体等に保育、間伐等を委託し実施することとする。

#### (3) 保安林その他法令等制限林に関する事項

保安林その他法令により、施業について制限を受けている森林については、 当該制限に従い施業を実施するものとする。

#### (4) 森林環境譲与税の活用に関する事項

森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出 削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定 的に確保する観点から、創設されている。

そのため、森林環境譲与税創設の趣旨に基づき、国庫補助事業の対象外のため 整備されてこなかった、林業経営に適さない奥山等の条件不利地での人工林の間 伐を最優先で推進することとする(条件不利地間伐等推進事業)。

あわせて、境界が不明瞭な森林における間伐等を促進するため、航空レーザー 計測の成果等を活用することとする。

また、森林環境譲与税の活用にあたっては、下記の優先順位を考慮して具体的な使途を検討するものとする。

#### 【優先順位】

- 【1】森林整備、市の実行体制整備
- 【2】人材育成・担い手確保、木材利用の促進

## 【3】普及啓発

(5) 森林資源量等の調査解析を踏まえた森林整備の優先順位に関する事項 条件不利地等間伐推進事業については、森林資源量等の調査解析結果(別図 1:「ゾーニング結果」、別図2:「経営管理が行われていない森林(収量比

数)」に基づいて優先順位の高い箇所から実施するよう努めるものとする。